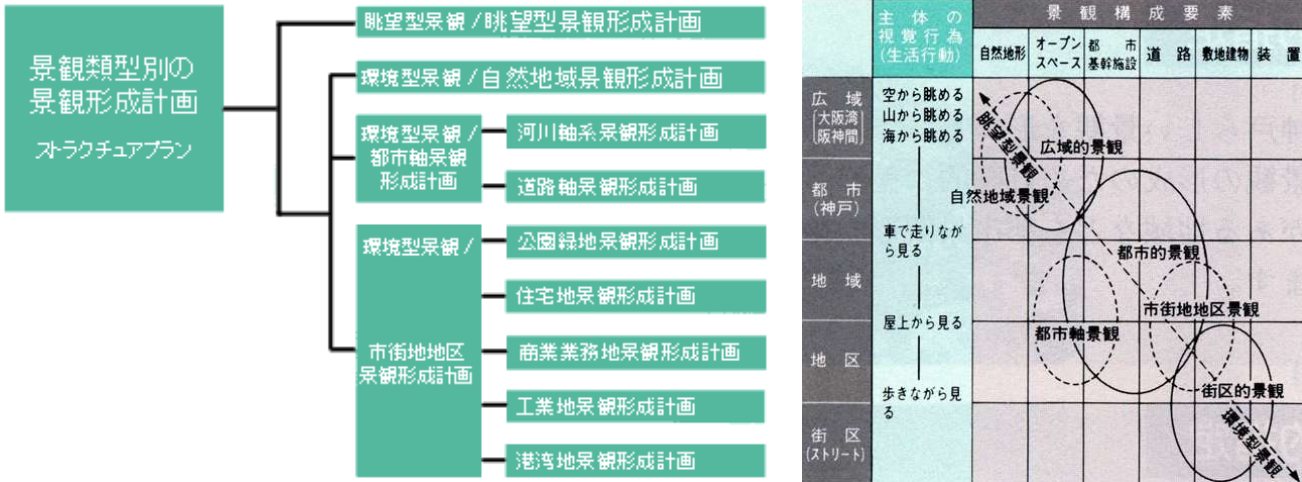


神戸市都市景観形成基本計画・景観計画

〈景観類型別の景観形成計画（ストラクチュアプラン）〉

- 都市景観の形成に関する基本的な方向性を明示した都市景観形成基本計画（S57）において、市域を地形特性と景観上の特色から景観類型に分類し、それぞれの類型に応じた景観特性・課題・基本方針・施策の方向を示している。



〈主な景観施策の展開〉

●景観計画区域（景観法）

地区名	都市景観形成地域 指定年月日	景観計画区域 移行日	面積
北野町山本通	S 54. 10. 30	H 18. 2. 1	約 32ha
税関線沿道	S 56. 6. 30	H 18. 2. 1	約 36ha
旧居留地	S 58. 6. 1	H 18. 2. 1	約 22ha
神戸駅・大倉山	S 60. 3. 20	H 18. 2. 1	約 60ha
須磨・舞子海岸	S 63. 9. 10	H 18. 2. 1	約 179ha
岡本駅南	H 2. 10. 15	H 18. 2. 1	約 11ha
南京町		H 18. 2. 1	約 4ha

●都市景観形成地域（神戸市都市景観条例）

地区名	都市景観形成地域 指定年月日	面積
ハーバーランド	H 19. 8. 29	約 24ha
波止場町・メリケンパーク		約 33ha
新港突堤西		約 44ha
震災復興記念公園周辺		約 21ha
H A T 神戸		約 73ha
ポートアイランド西		約 45ha
兵庫運河周辺	H 25. 7. 1	約 360ha

●景観形成指定建築物等届出制度（神戸市都市景観条例）

- 景観計画区域、都市景観形成地域等以外における大規模建築物などの届出

●景観形成重要建築物等指定制度（神戸市都市景観条例）

- 景観上重要な建築物等の保全・活用
(近代洋風建築物 18 棟を指定)



旧居留地 38 番館



旧神戸生糸検査所



富永家住宅



新港貿易会館

●景観形成に向けた市民活動の支援（神戸市都市景観条例）

（景観形成市民団体の認定）

- 身近な都市景観の形成を図る市民団体の認定と技術的支援や活動助成

団体名	認定年月日	地区面積
北野・山本地区をまもり、そだてる会	S 56. 9. 4	約 32ha
旧居留地連絡協議会	S 60. 12. 13	約 22ha
南京町景観形成協議会	H 3. 7. 25	約 4ha
美しい街岡本協議会		約 11ha
トアロード地区まちづくり協議会	H 14. 7. 15	約 15ha
栄町通まちづくり委員会		約 8ha
新長田駅北地区東部いえなみ委員会		約 26ha
魚崎郷まちなみ委員会		約 31ha
三宮中央通りまちづくり協議会	H 15. 9. 12	約 5ha
神戸元町商店街まちなみ委員会		約 7ha
有馬まちなみ景観委員会	H 16. 3. 26	約 268ha
もとまちハーバー懇談会	H 20. 1. 30	約 7ha

（景観形成市民協定の認定）

- 市民相互による都市景観の形成を目的とした協定の認定

地区名	締結年月日	認定年月日	地区面積
トアロード地区	H 9. 4. 28	H 10. 10. 1	約 15ha
新長田駅北地区東部	H 10. 7. 6		約 21ha
栄町通	H 10. 7. 10		約 8ha
魚崎郷地区	H 10. 7. 13		約 31ha
新長田駅北・西地区	H 11. 10. 22	H 12. 2. 14	約 13ha
三宮中央通り	H 14. 9. 27		約 5ha
神戸元町商店街	H 15. 6. 6		約 7ha
有馬地区	H 15. 12. 17	H 16. 3. 26	約 268ha
ハーバーロード	H 19. 11. 16		約 4ha

●神戸らしい眺望景観 50 選. 10 選

- 市民公募により選定

東灘	保久良神社	中央	フラワーロード	長田	鶴越森林公園
	白鶴美術館付近(山麓リボンの道)		ポートアイランド北公園		高取山
	住吉橋付近(住吉川)		ボーアイしおさい公園		須磨離宮公園
	六甲アイランド北公園		ポートライナー		離宮道
	六甲アイランド・リバーモール		神戸空港		須磨海浜公園
灘	御影公会堂付近(石屋川)	中央	北野天満宮	須磨	おらが山(高倉山)
	六甲ガーデンテラス		元町1丁目交差点付近(鯉川筋)		須磨浦山上遊園回覧展望閣(鉢伏山)
	六甲天覧台(六甲ケーブル山上駅)		ポートタワー		須磨浦公園
	篠原橋付近(都賀川)		中突堤中央ターミナル		須磨海釣り公園
	長峰坂		神戸港遊覧船		井植記念館
中央	灘丸山公園	兵庫	グリーナステラス(グリーナスブリッジ)	垂水	五色塚古墳
	掬星台		モザイク		アジュール舞子
	神戸布引ハーブ園・展望プラザ		氷室町付近(山麓リボンの道)		舞子ピラ
	神戸布引ロープウェイ		会下山公園		孫文記念館
	新神戸駅		光山寺		舞子海上プロムナード
中央	阪神高速道路神戸3号線	北	つくはら湖	西	雌岡山
	市役所1号館展望ロビー				神出パイパス

※下線は 10 選

税関線沿道都市景観形成地域（景観計画区域）の範囲と景観形成基準



別表2 規制又は措置の基準として必要な制限（法第8条第3項第2号関係）	
①道路からの外壁の後退	道路から1階部分（高さ2.5メートル未満の部分）において1.0メートル以上。ただし、敷地が景観形成道路に接しない場合、又は敷地の規模によりこれによりがたい場合は緩和することができる。なお、門・へい・立体駐車場・土地に定着するかき・さく及び金網その他これらに類するものは、景観形成道路と敷地との境界線からの距離が1.0メートル以内の敷地部分には設置しないものとする
②建築物等の高さ及び幅	1 建築物の高さは、ゾーンごとに下記のとおりとする ゾーン①：制限なし ゾーン②：13メートル以上 ゾーン③：17メートル以上 ゾーン④：20メートル以上 ただし、敷地が景観形成道路に接しない場合、又は敷地の規模によりこれによりがたい場合は緩和することができる 2 眺望景観形成区域（特定街区、高度利用地区、都市再生特別地区、および高さの最高限度が定められている地区計画区域・景観計画区域を除く）において高さ60メートル以上の建築物等の高さ及び幅は、下記の基準によるものとする ただし、神戸市が都市景観審議会の意見をうけて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合を除く (1) 各部分の標高（東京湾平均海面からの高さ）が下記により算定した標高（Z）を超えないこととする 《算定式》 $Z = 0.0652401X - 0.0259351Y + 11652$ （単位：メートル） X、Y：平面直角座標系（5系）における各部分の座標値 (2) 高さ60メートル以上の部分について、都市計画道路中央幹線に概ね平行する方向の幅を40メートル以内とする
③意匠（形態・材料・色彩等）	地域の都市景観の形成に配慮されたものとする
④建築設備等の位置及び形態	1 建築設備は、道路、公園、広場等の公共の用に供する場所から容易に望見される位置に露出しないものとする。ただし、やむを得ず露出する場合は、地域の都市景観の形成に配慮されたものとする 2 共同住宅等のアンテナは共聴アンテナとする
⑤閉店時間の早い店舗の1階部分	シャッターを直接外部に面しないようにし、特に景観形成道路に面するものの1階部分には、ショーウィンドー等を設置する
⑥駐車場の出入口の位置	景観形成道路に面して設置しない。ただし、敷地が景観形成道路以外の道路に接しない場合、又は交通安全上もしくは建築物の用途上これによりがたい場合を除く
⑦共同住宅の出入口の位置	景観形成道路に面して設置しない。ただし、出入口が地域の都市景観の形成に配慮されている場合を除く
⑧日よけテント	次の各号の基準に適合する必要最小限のものとする 1 地面からの高さは2.5メートル以上 2 張り出しは敷地境界線から道路側に1.5メートル以下 3 道路上に支柱を設置しないこと
⑨アーケード	景観形成道路には、原則として設置しない
⑩土地の形質	土地の形質の変更を行うときは、変更後の状態が地域の都市景観の形成に配慮されたものとする

- ・適用基準 建築物の建築等：①～⑨
工作物の建設等：②～④、⑧、⑨
土地の形質の変更：⑩
- ・景観形成道路、ゾーン界及び眺望景観形成区域は附図表示のとおり

別表3 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第5号関係）

1 共通基準	
①意匠（形態、色彩等）	1 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする 2 表示内容は、簡素化する
②配置・位置	1 道路上への掲出は、1敷地、1道路につき1個以下とする 2 建物の窓、その他の開口部には、原則掲出しない
③規模	必要最小限の大きさ、個数とする
2 種類別基準	
①屋上広告物	1 広告物の高さは、建物高さ3分の1以下、かつ附図に示す区域①は4メートル以下 区域②及び③は6メートル以下 区域④は8メートル以下 2 掲出は1建物に1個とする 3 建物の設置部分から、はみださず、形態・意匠等に配慮しながら、建物本体との一体化を図る
②壁面広告物	道路に面しない壁面には掲出しない ただし、建物名、事業所名等で壁面との調和に配慮されたものは除く
③突出広告物	1 1道路につき1個以下 ただし、建物の3階床高さ以下の部分に掲出する場合で、広告物の高さが1メートル未満のものは除く 2 掲出位置は、取付け壁面の高さ以下とする
④地上広告物	1 壁の後退部分（道路境界から1メートル以内かつ、高さ2.5メートル未満）には掲出しない 2 地上からの高さ10メートル以下 ただし、空地・平面駐車場等の低未利用敷地に掲出するものについては、地上からの高さ5メートル以下かつ、広告物の水平方向の長さ延長は、接道延長の2分の1以下とする
⑤幕	道路に面しない壁面には掲出しない

新長田駅北地区東部景観形成市民協定における基準と手続き

